

「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（案）」関係条文

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

第四条

- 1 （略）
- 2 都道府県知事は、前項の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（指定区域の指定等）

第五条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

- 2、3、4、5 （略）

（措置命令）

第七条 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかでない場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、そ

の被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 第四条第二項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該調査等」及び「当該調査」とあるのは、「当該汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。
- 4 第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第二項の規定によって講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、環境省令で定める。

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抄）

（試料採取等の実施）

第五条

- 1 （略）
- 2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において汚染土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。
 - 二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる調査対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。
- 3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 試料採取地点の表層の土壤（地表から深さ五センチメートルまでの土壤をいう。以下同じ。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。
 - 二 前号の規定により採取された表層の土壤と、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤とを、同じ重量混合すること。
 - 三 前条第三項第二号ロ（1）又は（2）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る前号の規定により混合された土壤をそれぞれ同じ重量混合すること。
 - 四 第二号（前号に規定する場合には、同号）の規定により混合された土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。
- 4、5 （略）

（指定区域の指定に係る基準）

第十八条 法第五条第一項の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第五条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

- 2 （略）

(汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準)

第二十二條 法第七條第四項 の汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、次條から第三十條までに定めるところによる。

(措置の実施の方法)

第二十八條 地下水の水質の測定、土壤汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壤入換え、盛土、舗装及び立入禁止の実施の方法は、別表第五に定めるところによる。

2 (略)

別表 5 (掘削除去に関する部分のみ抜粋)

二 土壤汚染の除去	<p>一 汚染土壤の掘削による除去</p> <p>イ 汚染土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された汚染土壤を掘削し、掘削された場所を汚染土壤以外の土壤(汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して汚染土壤以外の土壤となったものを除く。以下同じ。) により埋めること。</p> <p>ハ 第十八條第一項の基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ロにより土壤の埋め戻しを行った後、埋め戻しを行った土地に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第五條第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壤汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。</p> <p>二 掘削した汚染土壤の当該指定区域外への搬出をする場合には、次に掲げる措置(以下「汚染土壤の適正な処分等」という。) を講ずること。</p> <p>(1) 汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 搬出先において周辺環境に特定有害物質による汚染が拡散しないよう、環境大臣が定める方法による汚染土壤の処分を行う</p>
-----------	--

	<p>こと。</p> <p>(3) (2)により汚染土壌の処分が適正に行われたことについて、 環境大臣が定めるところにより確認すること。</p>
--	--